

9 月 2 6 日（水）

（第 4 日 目）

平成24年第3回南関町議会定例会（第4号）

平成24年9月26日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 報告第3号 | 平成23年度南関町財政健全化判断比率の状況について |
| 日程第2 | 議案第44号 | 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(平成24年度南関町一般会計補正予算(第2号)) |
| 日程第3 | 議案第45号 | 議会の議決に付すべき事件に関する条例の制定について |
| 日程第4 | 議案第46号 | 南関町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第5 | 議案第47号 | 南関町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第6 | 議案第48号 | 南関町ふるさとセンター設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第7 | 議案第49号 | 平成23年度南関町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第8 | 議案第50号 | 平成23年度南関町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第9 | 議案第51号 | 平成23年度南関町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第10 | 議案第52号 | 平成23年度南関町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第11 | 議案第53号 | 平成23年度南関町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第12 | 議案第54号 | 平成23年度南関町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第13 | 議案第55号 | 平成23年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第14 | 議案第56号 | 平成23年度南関町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第15 | 議案第57号 | 町民栄誉賞の授与の決定について |
| 日程第16 | 議案第58号 | 平成24年度南関町一般会計補正予算(第3号)について |
| 日程第17 | 議案第59号 | 平成24年度国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について |
| 日程第18 | 議案第60号 | 平成24年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について |

- 日程第19 議案第61号 平成24年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第20 議案第62号 平成24年度南関町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第21 議案第63号 平成24年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第22 議案第64号 平成24年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第23 議案第65号 物品購入契約の締結について
- 日程第24 議員提出議案第4号 議員派遣について
- 日程第25 議員提出議案第5号 議員派遣について
- 日程第26 委員会報告について
「産業厚生常任委員会・陳情付託の件」
平成22年6月議会から継続審査の分
・陳情第10号 種鶏孵化場の臭気改善を求める陳情
- 日程第27 委員会報告について
「総務文教常任委員会・陳情付託の件」
・陳情第1号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書採択について
- 追加日程第1 議員提出議案第6号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書(案)
- 追加日程第2 閉会中の継続審査について
「産業厚生常任委員会・陳情付託の件」
・陳情第10号 種鶏孵化場の臭気改善を求める陳情
- 追加日程第3 閉会中の継続審査について
「総務文教常任委員会」
- 追加日程第4 閉会中の継続審査について
「議会運営委員会」

2. 出席議員は次のとおりである。(11名)

- | | |
|---------------|--------------|
| 1番 井 下 忠 俊 君 | 2番 境 田 敏 高 君 |
| 3番 打 越 潤 一 君 | 4番 鶴 地 仁 君 |
| 5番 田 口 浩 君 | 6番 島 崎 英 樹 君 |
| 8番 山 口 純 子 君 | 9番 橋 永 芳 政 君 |
| 10番 唐 杉 純 夫 君 | 11番 酒 見 喬 君 |
| 12番 本 田 眞 二 君 | |

3. 欠席議員なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名（12名）

町	長	上	田	数	吉	君	住	民	課	長	木	村	浩	二	君			
副	町	長	本	山	一	男	君	福	祉	課	長	坂	井	智	徳	君		
教	育	長	大	里	耕	守	君	経	済	課	長	雪	野	栄	二	君		
総	務	課	長	堀	賢	司	君	建	設	課	長	大	木	義	隆	君		
会	計	管	理	者	北	原	耕	治	君	教	育	課	長	大	石	和	幸	君
まちづくり推進課	長	佐	藤	安	彦	君	延	寿	荘	長	福	田	恵	美	子	君		

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局	長	松	本	寛	君	書	記	橋	本	恵	君
-------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

開議 午前１０時００分

—————○—————

○議長（本田眞二君） 起立。礼。おはようございます。お座りください。

これから本日の会議を開きます。

ここで報告が一点あります。日程第１５、議案第５７号、町民栄誉賞の授与の決定についての採決のとき、テレビ局の入室を許可しましたので、報告します。

それでは、会議に入ります。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

—————○—————

日程第１ 報告第３号 平成２３年度南関町財政健全化判断比率の状況について

○議長（本田眞二君） 日程第１、報告第３号、平成２３年度南関町財政健全化判断基準比率の状況についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

—————○—————

日程第２ 議案第４４号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成２４年度南関町一般会計補正予算（第２号））

○議長（本田眞二君） 日程第２、議案第４４号、専決処分の報告及び承認を求めることについてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第４４号を採決します。

お諮りします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第４４号、専決処分の報告及び承認を求めることについては、承認

することに決定しました。

—————○—————

日程第3 議案第45号 議会の議決に付すべき事件に関する条例の制定について
○議長（本田眞二君） 日程第3、議案第45号、議会の議決に付すべき事件に関する
条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

本件に対しては、9番議員、橋永芳政君から、議案修正の動議が提出されています。これを本案と併せて議題とします。修正案を配付するため、暫時休憩します。

—————○—————

休憩 午前10時02分

再開 午前10時04分

—————○—————

○議長（本田眞二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

配付もれはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 配付もれなしと認めます。

提出書の説明を求めます。橋永芳政君。9番議員。

○9番議員（橋永芳政君） 45号に対する、修正動議ということでございまして、主旨説明を行います。9番議員の橋永でございます。

この議会の議決に付すべき事件に関する条例というようなことで、上程をしてあるわけでございますけれども、1号、2号というようなことで、二つ上程してあるわけですが、1号につきまして異議を申し上げたいと思うわけであります。

といいますのは、定住自立圏構想につきまして、大牟田市、長洲、荒尾市、そして南関町というようなことで、町長も新聞報道であっておりますように、2市2町が意思統一を図ったというようなことで、こういったことで、写真が載せてあるわけでございますけれども、非常に結構なことと思います。私も、これに関しましては、いち早くこういうことを夢見とったわけでございますけれども、しかしながら、まだ、私たち議員に説明、1回あっただけで、その中味や内容たるやまだ、半分くらいしか分かつとらんとじゃなかるかと思えます。ですからして、これを否決したからといって、その協議がストップするわけじゃなし、これは進んでいってもらって結構でございますが、まだ知識を得たいというようなことの心情のもとに願うわけでございますので、その辺、もうちょっと検討をして、勉強会を開いて、そして判断すべきじゃなかるかと思えます。私から言わすれば、ちょっと時期尚早じゃなかるかと思えます。以上です。

○議長（本田眞二君）　これから、修正案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

4 番議員。

○4 番議員（鶴地　仁君）　ちょっと、修正案が出されましたけれども、いろんな勉強・検討は、同時進行でやっていけます。ここに書いてあるとおり。議会の議決に付すべき事件ということで提案されておりますので、先ほど言われた勉強というのは、同時進行でやっていけますので、なんら心配はないというふうに思います。

○議長（本田眞二君）　今のは、質問ではなく。あつ、はい。

○4 番議員（鶴地　仁君）　だから、同時進行をなぜできないというふうに考えておられるのかということです。

○議長（本田眞二君）　はい、橋永芳政議員。

○9 番議員（橋永芳政君）　冒頭も申しましたような形で、担当者の説明が、不十分というようなことでございますので、これ1回付して、議会の議決に付してするよりも、その前に、石橋をたたいて渡るではございませんが、その辺を十分な理解を得ながらしていったがよかつじやなかろうかと思うわけでございます。以上です。

○議長（本田眞二君）　ほかにありませんか。

○10 番議員（唐杉純夫君）　はい。

○議長（本田眞二君）　はい、10 番議員。

○10 番議員（唐杉純夫君）　あのう、説明が十分にいとらんでいうようなご意見やったですけど、これは、説明が不十分というふうに理解してよかですか。今までの状況の中で、説明が十分に届いとらんと。だから、もう少し説明をはっきり徹底させる意味で、ちょっとこれは一部削除してくれというような提案と私は思ってますけど、そういう理解でよかですか。

○議長（本田眞二君）　橋永芳政議員。

○9 番議員（橋永芳政君）　お答えします。そういうことでございます。十分な説明は何回でもしても聞いとらんとかいう議員もおりますけれども、私は1回しか聞いとらんですから、その辺ですね。もうちょっところ、慎重審議を重ねて、これは私自身の判断でございますので、皆さん方がどう思われるか分かりませんが、そういうことで、提案をしました。以上です。

○議長（本田眞二君）　はい、10 番議員。

○10 番議員（唐杉純夫君）　私自身の意見としましては、これは、私は総務文教常任委員会の委員長をしておりますけれども、そういう立場で物を言うわけでは決してございませんが、説明が十分いってないというようなことは、私はないと思っております。それで、やはり、今でも定住自立圏構想の重要性というのはよく皆さんもわきまえておられると思ひまして、それと、総務文教常任委員会と産業厚生常任委員会の説明上の頻回さとかそういう問題もあるかのように、ちょっと聞いておりますんですけど、そういうことも決してございません。総務課長もそういうようなえ

こひいきじゃないけど、そういう意味では決してありませんしですね。だから、橋永議員は、私自身の考え方だとは言われましても、やっぱそれは、それなりで理解に立ってもらっておくべきだというように思うわけです。ですから、その辺については、やはり、公のメンバーとして、理解をしていただくべきじゃなかろうかというように思っております。

○議長（本田眞二君） 本案に対するこの質問ですか、今のちょっと何を答えていいかわからんごたる質問でございましたが。

○9番議員（橋永芳政君） それに対して反論ばしてよかですか。反論じゃでけんですよ。

○議長（本田眞二君） ちょっと待ってください。質疑をはっきりさせてください。

○10番議員（唐杉純夫君） 質問は、今私が言ったように、その頻回性がないというようなことで、十分な説明が入っていないというようなご意見のようなので、そうじゃないよというようなことを言うと同時に、橋永議員がそういうふう理解されるというというのが、ちょっと私も理解ができないので、その辺についての答えをお願いします、ということです。

○議長（本田眞二君） はい、橋永議員。

○9番議員（橋永芳政君） お答えします。今、10番議員の唐杉議員が質問されたわけでございますけれども、唐杉議員自身も、そういうことがあつとじゃなかですか。人に言う前に、我が身を正して言ってほしいわけですが、各議員の見解の相違というふうなことでございますが、それ一言につきると思います。自分はそういうことでいきます。以上です。

○議長（本田眞二君） ほかにありませんか。

なければ、質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から、討論を行います。討論はありませんか。

○議長（本田眞二君） まず、原案に賛成者の発言を許します。賛成の方。修正案に賛成の方ですよ。（「どっちのですか」「賛成じゃないよ」の声あり）

ほかにありませんか。

（「反対意見も一人もおらんで動議は出されるとかい、だいたい」との声あり）

○議長（本田眞二君） 原案に賛成の方はおられませんか。

それでは次に、原案。

暫時休憩します。

—————○—————

休憩 午前10時15分

再開 午前10時15分

—————○—————

○議長（本田眞二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

私の理解がまちがっておりました。原案というのは、執行部から出されたのが原案です。修正案は、橋永議員が出されたのが修正案です。そこでまず一からいきます。まず、原案に賛成者の発言を許します。執行部から出された案に。

はい、4番議員。

○4番議員（鶴地 仁君） 修正案に対して賛成かどうかでやっていかなんとじゃなか
ですか。違う。ごめんなさい。

○議長（本田眞二君） 執行部から出された原案に賛成者の発言を許します。

はい、4番議員。

○4番議員（鶴地 仁君） 先ほど委員会がありまして、説明は聞いております。それ
から5月の17日か、それから8月の16日にも説明があっております。それから、
この定住自立圏構想は非常に大事なものだと思います。で、まず入り口の、今やっ
ていることは入り口のもう一つ手前の段階。だからさっさと、まず議決に付すべき
事件として取り上げるべきだというふうに思っております。以上です。

○議長（本田眞二君） 次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。原案に反対
で、発言者は。

（「修正案に反対」「修正案に反対というのはおかしかろう」との声あり）

○議長（本田眞二君） 修正案に反対の方と言ったほうが分かりやすいですかね。修正
案に反対の方の発言を許します。

はい、10番議員。

あら、どちらもそっじゃ賛成になっとじゃ。

○10番議員（唐杉純夫君） 賛成案、反対も、修正案に反対の者と賛成の者と変わり
なしに言わないかんとじゃなかつ。だけん修正案に賛成のもん。

○議長（本田眞二君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時17分

再開 午前10時19分

-----○-----

○議長（本田眞二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、修正案に反対者の発言を、違います。さっき、原案に賛成て言うたけん、
原案に反対たい、今度は。なん、最初修正案に。

ちょっと暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時20分

再開 午前10時20分

-----○-----

○議長（本田眞二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

どこかで意見を言うところがあります。

最初まず、原案に賛成者の発言をお聞きしました。次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。修正案に反対の方も含まれております。

（「ばってん、原案で言うたろ。原案でも修正案でも言うたろ。両方言うたっでしょ、両方反対ということですか」との声あり）

○議長（本田眞二君） ばってんが、修正案の、今、討論ばしよっとよ。

ああ、分かりました。はい。どちらかを反対を言って、言ってください、発言は。どうぞ、4番議員。

原案及び修正案に反対の方は、どちらに反対かを言って反対を言ってください。どちらも反対でも結構です。どちらを反対でも結構ですし、原案に反対でも修正案に反対でも結構です。はい、だれか。

はい、6番議員。

○6番議員（島崎英樹君） 修正案に反対をいたします。原案のほうに賛成をしたいと思いますが、修正案に反対というのは、まあ、ちょっとスケジュール的に、定住自立圏構想の協定に向けてのお話でございます。対外的なものがございます。南関町が協議の中で遅れをとってはいけないと私は思っております。これが12月議会で可決になりますと、長洲町は可決しとる、荒尾市も可決しとるという状況でございます。町長はじめこの南関でございますが、参加していくということで、新聞紙上にも大きく出とります。この方向で私はスケジュール的にも急いだほうがいいということで、今回の可決、原案のほうに、執行部の原案のほうに賛成をし、よりよい南関町に向けて、定住自立圏構想協定を結んでいただきたいと思いますと思っております。以上です。

○議長（本田眞二君） 原案に賛成。またこのとおり進んで。

次に原案に賛成賛成者の発言を許します。今度は執行部の原案に賛成の方です。

（「今のが賛成だったやん」との声あり）

○議長（本田眞二君） それでは最後に、修正案に賛成者の発言を許します。修正案に賛成の方の発言を許します。（「ひとりしかおらんやんね」との声あり）

ほかにありませんか。

以上で討論を終わります。

これから議案第45号を採決します。

まず、本案に対する橋永芳政くんから提出された修正案について、起立によって採決します。

本修正案に賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（本田眞二君） お座りください。

起立少数です。従って、議案第45号、議会の議決に付すべき事件に関する条例の制定についての修正案は、否決されました。

次に、原案について、起立によって採決します。

原案に賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（本田眞二君） お座りください。

起立多数です。従って、議案第４５号、議会の議決に付すべき事件に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第４ 議案第４６号 南関町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（本田眞二君） 日程第４、議案第４６号、南関町防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第４６号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第４６号、南関町防災会議条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第５ 議案第４７号 南関町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（本田眞二君） 日程第５、議案第４７号、南関町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第４７号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第４７号、南関町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第６ 議案第４８号 南関町ふるさとセンター設置及び管理等に関する条例の一部を改正条例の制定について

○議長（本田眞二君） 日程第６、議案第４８号、南関町ふるさとセンター設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第４８号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第４８号、南関町ふるさとセンター設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第７ 議案第４９号 平成２３年度南関町一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（本田眞二君） 日程第７、議案第４９号、平成２３年度南関町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第４９号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第４９号、平成２３年度南関町一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

—————○—————

日程第８ 議案第５０号 平成２３年度南関町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（本田眞二君） 日程第８、議案第５０号、平成２３年度南関町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第５０号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第５０号、平成２３年度南関町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

—————○—————

日程第９ 議案第５１号 平成２３年度南関町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（本田眞二君） 日程第９、議案第５１号、平成２３年度南関町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第51号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第51号、平成23年度南関町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

—————○—————

日程第10 議案第52号 平成23年度南関町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（本田眞二君） 日程第10、議案第52号、平成23年度南関町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第52号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第52号、平成23年度南関町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

—————○—————

日程第11 議案第53号 平成23年度南関町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（本田眞二君） 日程第11、議案第53号、平成23年度南関町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第53号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第53号、平成23年度南関町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

—————○—————

日程第12 議案第54号 平成23年度南関町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（本田眞二君） 日程第12、議案第54号、平成23年度南関町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第54号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第54号、平成23年度南関町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

—————○—————

日程第13 議案第55号 平成23年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳

出決算認定について

○議長（本田眞二君） 日程第１３、議案第５５号、平成２３年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第５５号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第５５号、平成２３年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

—————○—————

日程第１４ 議案第５６号 平成２３年度南関町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（本田眞二君） 日程第１４、議案第５６号、平成２３年度南関町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第５６号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第５６号、平成２３年度南関町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決

算認定については、原案のとおり認定されました。

—————○—————

日程第15 議案第57号 町民荣誉賞の授与の決定について

○議長（本田眞二君） 日程第15、議案第57号、町民荣誉賞の授与の決定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第57号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第57号、町民荣誉賞の授与の決定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第16 議案第58号 平成24年度南関町一般会計補正予算（第3号）について

○議長（本田眞二君） 日程第16、議案第58号、平成24年度南関町一般会計補正予算（第3号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第58号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第５８号、平成２４年度南関町一般会計補正予算（第３号）については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第１７ 議案第５９号 平成２４年度国民健康保険特別会計補正予算（第１号）
について

○議長（本田眞二君） 日程第１７、議案第５９号、平成２４年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第５９号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第５９号、平成２４年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第１８ 議案第６０号 平成２４年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算
（第２号）について

○議長（本田眞二君） 日程第１８、議案第６０号、平成２４年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第６０号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第60号、平成24年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第19 議案第61号 平成24年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（本田眞二君） 日程第19、議案第61号、平成24年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第61号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第61号、平成24年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第20 議案第62号 平成24年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（本田眞二君） 日程第20、議案第62号、平成24年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第62号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第62号、平成24年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第21 議案第63号 平成24年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（本田眞二君） 日程第21、議案第63号、平成24年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第63号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第63号、平成24年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第22 議案第64号 平成24年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○議長（本田眞二君） 日程第22、議案第64号、平成24年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第64号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第64号、平成24年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第23 議案第65号 物品購入契約の締結について

○議長（本田眞二君） 日程第23、議案第65号、物品購入契約の締結についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第65号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第65号、物品購入契約の締結については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第24 議員提出議案第4号 議員派遣について

○議長（本田眞二君） 日程第24、議員提出議案第4号、議員派遣についてを議題にします。

提案理由の説明を求めます。

○議長（本田眞二君） 事務局長。

○議会議務局長（松本 寛君） 議員提出議案第4号、平成24年9月26日。

南関町議会議長本田眞二様。

提出者、南関町議会議員、唐杉純夫。賛成者、南関町議会議員、鶴地仁。賛成者、南関町議会議員、井下忠俊。賛成者、南関町議会議員、境田敏高。賛成者、南関町議会議員、島崎英樹。

平成24年度、南関町議員派遣について。

上記の件を、別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

議員派遣の件。

1. 総務文教常任委員会研修。

(1) 目的、今年7月に、NPO法人A-l i f eなんかんが設立された。町の委託を受けた住民の健康、体力の維持増進事業等の実施や、スポーツ施設等の管理・運営も可能になるなど、今後地元自治体とも密接な関わり合いが出てくることになる。今回は、この両者の機能的な関係を学ぶため、広島県北広島町の一般財団法人どんぐり村を訪れて、実際の取組を視察研修し、今後の参考としたい。また、南関町総合振興計画の主要テーマである交通・情報通信基盤の整ったまちづくりの中に、生活交通の確保を図り、公共交通の充実を目指すことが明記されている。今回は、予約型乗合タクシー事業を実施している自治体があるので、その交通体系導入の背景、事業実施の効果等を視察研修し、本町での今後の施策に反映できるものか検討したい。

(2) 派遣場所、広島県北広島町、世羅町及び香川県まんのう町。

(3) 期間、平成24年10月10日から10月12日。

(4) 派遣議員、井下忠俊議員、境田敏高議員、鶴地仁議員、島崎英樹議員、唐杉純夫議員、本田眞二議員、以上6名。ただし、期日等については、天災地変等やむを得ない場合は変更することがある。

○議長（本田眞二君） ただ今、説明がありましたが、ただ今から質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議員提出議案第4号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（本田眞二君） お座りください。

全員起立です。従って、日程第24、議員提出議案第4号、議員派遣については、可決されました。

—————○—————

日程第25 議員提出議案第5号 議員派遣について

○議長（本田眞二君） 日程第25、議員提出議案第5号、議員派遣についてを議題にします。

提案理由の説明を求めます。

○議長（本田眞二君） 事務局長。

○議会事務局長（松本 寛君） 議員提出議案第5号、平成24年9月26日。

南関町議会議長本田眞二様。

提出者、南関町議会議員、島崎英樹。賛成者、南関町議会議員、橋永芳政。賛成者、南関町議会議員、鶴地仁。賛成者、南関町議会議員、田口浩。賛成者、南関町議会議員、山口純子。賛成者、南関町議会議員、唐杉純夫。

平成24年度、南関町議員派遣について。

上記の件を、別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

議員派遣の件。

1. 議会運営委員会研修。

（1）目的、市政の情報提供、行政への関心をテーマに、議会と住民との懇談会を実践する多良木町議会を訪問し、議会活動やまちづくりなどについての意見交流を図る。また、山江村議会の情報公開施策として実施中のケーブルテレビによる議会中継のシステム見学を行い、市政の課題や取組みがどのように住民に伝わっているのかを研修する。

（2）派遣場所、球磨郡多良木町及び山江村。

（3）期間、平成24年11月8日から11月9日。

（4）派遣議員、鶴地仁議員、田口浩議員、島崎英樹議員、山口純子議員、橋永芳政議員、唐杉純夫議員、以上6名。ただし、期日等については、天災地変等やむを得ない場合は変更することがある。

○議長（本田眞二君） ただ今から質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議員提出議案第5号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（本田眞二君） お座りください。

全員起立です。従って、日程第25、議員提出議案第5号、議員派遣については、可決されました。

-----○-----

日程第26 委員会報告について

「産業厚生常任委員会・陳情付託の件」

平成22年6月議会から継続審査の分

・陳情第10号 種鶏孵化場の臭気改善を求める陳情

○議長（本田眞二君） 日程第26、委員会報告についてを議題にします。

産業厚生常任委員会に付託しました、陳情第10号、種鶏孵化場の臭気改善を求める陳情について、委員長より審査結果報告書が提出されておりますので、報告を求めます。産業厚生常任委員会委員長、山口純子君。

○産業厚生常任委員長（山口純子君） おはようございます。

委員会報告をいたします。

南関町議会議長、本田眞二様。

平成24年9月26日。

産業厚生常任委員長、山口純子。

陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

受理番号、陳情第10号。

付託年月日、平成22年6月21日。

件名、種鶏孵化場の臭気改善を求める陳情。

審査の結果は継続です。

委員会の意見としまして、9月10日、4回目の合同会議を開き、施設の臭気改善策の現地視察をしましたが、前回の会議時より少しは改善は認められましたが、まだ陳情者の同意は得られなかったためでございます。

以上、報告いたします。

○議長（本田眞二君） 委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから陳情第10号を採決します。

お諮りします。

陳情第10号に対する委員長報告は継続審査とすることです。

委員長報告のとおり継続審査とすることに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（本田眞二君） お座りください。

全員起立です。

従って、陳情第10号、種鶏孵化場の臭気改善を求める陳情は、継続審査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第27 委員会報告について

「総務文教常任委員会・陳情付託の件」

・陳情第1号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書採択について

○議長（本田眞二君） 日程第27、委員会報告についてを議題にします。

総務文教常任委員会に付託しました、陳情第1号、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書採択について、委員長より審査結果の報告書が提出されておりますので、報告を求めます。総務文教常任委員会委員長、唐杉純夫君。

○総務文教常任委員長（唐杉純夫君） 南関町議会議長、本田眞二様。

総務文教常任委員長、唐杉純夫。

陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

受理番号、陳情第1号。

付託年月日、平成24年9月19日。

件名、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の採択について。

審査の結果、採択。

本委員会の意見、森林環境の保全につなげるため。

以上でございます。

○議長（本田眞二君） 委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから陳情第1号を採決します。

お諮りします。

陳情第1号に対する委員長報告は採択とすることです。

委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（本田眞二君） お座りください。

全員起立です。

従って、陳情第1号、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の採択については、採択とすることに決定しました。

お諮りします。ただ今、議会議員唐杉純夫君ほかから、議員提出議案第6号、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書（案）など4件が提出されました。これらを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第4として議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議員提出議案第6号、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書（案）など4件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

職員に議案の配付をさせます。

暫時休憩します。10分ほど休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時55分

再開 午前11時04分

-----○-----

○議長（本田眞二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に追加日程の議案を配付してあると思いますが、配付もれはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 配付もれなしと認めます。

事務局長に議案名の朗読をいたさせます。

○議会事務局長（松本 寛君） 〔議案書朗読〕

-----○-----

追加日程第1 議員提出議案第6号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書（案）

○議長（本田眞二君） 追加日程第1、議員提出議案第6号、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書（案）についてを議題にします。

職員に議案を朗読させます。

○議会事務局長（松本 寛君） 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書（案）。

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林のもつ地球環境保護、国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など、森林の公益的機能に対する国民の関心と期待は、大きくなっている。また、我が国は、京都議定書において、第一約束期間である平成20年から平成24年までの間に、温室効果ガスを6%削減することが国際的に義務づけられているが、そのうち3.8%を森林吸収量により確保するとしている。このような中、地球温暖化対策のための税が平成24年10月に導入される一方、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に関する地方の財源確保については、平成24年度税制改正大綱において、平成25年度実施に向けた成案を得るべく、さらに検討を進めるとされている。もとより、地球温暖化防止をより確実なものにするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や、豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や、林業従事者の高齢化・後継者不足など厳しい情勢にあり、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足している。よって、下記事項の実現を強く求めるものである。二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、地球温暖化対策のための税の一定割合を森林面積に応じて譲与する、地方財源を確保・充実する仕組みを早急に構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成24年9月26日

内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国家戦略担当大臣、農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長、あて。

であります。

○議長（本田眞二君） お諮りします。

本件については、会議規則第39条第2項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議員提出議案第6号については、趣旨説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議員提出議案第6号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、追加日程第1、議員提出議案第6号、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書（案）については、原案のとおり可決されました。

（案）を消してください。

—————○—————

追加日程第2 閉会中の継続審査について

「産業厚生常任委員会・陳情付託の件」

・陳情第10号 種鶏孵化場の臭気改善を求める陳情

○議長（本田眞二君） 追加日程第2、閉会中の継続審査の件を議題にします。

産業厚生常任委員会委員長から、目下、委員会において審査中の陳情第10号の事件について、会議規則第75条の規定によってお手元にお配りしました申し入れ書のとおり、閉会中の継続審査申し出がっております。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

—————○—————

追加日程第3 閉会中の継続調査について

「総務文教常任委員会」

○議長（本田眞二君） 追加日程第3、閉会中の継続調査の件を議題にします。

総務文教常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元にお配りしました、第4次行政改革について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第４ 閉会中の継続調査について

「議会運営委員会」

○議長（本田眞二君） 追加日程第４、閉会中の継続調査の件を議題にします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第７５条の規定によってお手元にお配りしました、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本会議に付議されました案件はすべて終了しました。

お諮りします。

会議規則第４５条の規定によって、議決事件の字句の整理を議長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、会議規則第４５条の規定によって処理することにいたします。

これをもちまして、平成２４年第３回南関町議会定例会を閉会します。起立。礼。

お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午前１１時１２分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

南関町議会議長

南関町議会議員

南関町議会議員

南 関 町 議 会 会 議 録
平 成 24 年 第 3 回 定 例 会

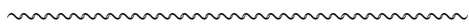
平成 24 年 12 月発行

発行人 南 関 町 議 会 議 長 本 田 眞 二

編集人 南関町議会事務局長 松 本 寛

作 成 株式会社アクセス

電 話 (096) 372-1010



南 関 町 議 会 事 務 局

〒861-0898 熊本県玉名郡南関町大字関町 1316

電 話 (0968) 53-1111